

植栽及び保育の条件

1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮するため、将来的に根系及び樹冠が発達して十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林とすることを目標とする。

2 植栽樹種について

区分	植栽樹種
海岸部	・ 針葉樹とし、クロマツ又はアカマツとする。
内陸部	・ 針葉樹の場合、クロマツ又はアカマツとする。 ・ 広葉樹の場合、コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、クリ等を中心に列状又は塊状に混植とする。

3 苗木について

区分	内 容
針葉樹	・ マツ類については、治山事業で使用する苗木の規格、品質に準じたクロマツ又はアカマツとする。 なお、苗木の供給体制等を考慮し、本県の精英樹クロマツ又は精英樹アカマツ、被災後の海岸防災林に発生した実生苗も積極的に活用するものとするほか、通常のクロマツ又はアカマツを使用する場合は、予め植栽箇所を被害防除のしやすい箇所等に調整するものとする。 (参考) 治山事業で使用する苗木の規格、品質 ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。 ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。 ・ 抵抗性クロマツ（又は抵抗性アカマツ）採種園産の種子から育てた苗木であること。 ・ 健全に育成された1～2年生の苗で、苗長20cm以上、根元径4mm以上であること。
広葉樹	・ できるだけ地元産の種子から生産された、宮城県内海岸部に自然分布する上記(2)に掲げた樹種の苗木とする。 ・ 実施主体が遠隔地から入手する場合にあっては、予め任意様式により産地が分かる書面を提出されたものであること。

4 植栽時期について

海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期に植栽を実施するものとする。
また、活動面積が1ヘクタールを越える場合は、複数年にわたる計画的な植栽計画も可能とするが、この場合であっても、なるべく早期に植栽を終了するものとする。

5 植栽密度について

区分	植栽密度
針葉樹	・ マツ類にあつては、1ヘクタールあたり5,000本以上
広葉樹	・ 1ヘクタールあたり3,000本以上

6 植栽後の保育について

植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められるので、必要な場合は植栽翌年以降、改植、補植等を行うものとする。

また、下刈については、植栽木が雑草木等より高くなり、被圧される懸念がなるまでの期間、状況に応じて年1～2回実施するものとする。